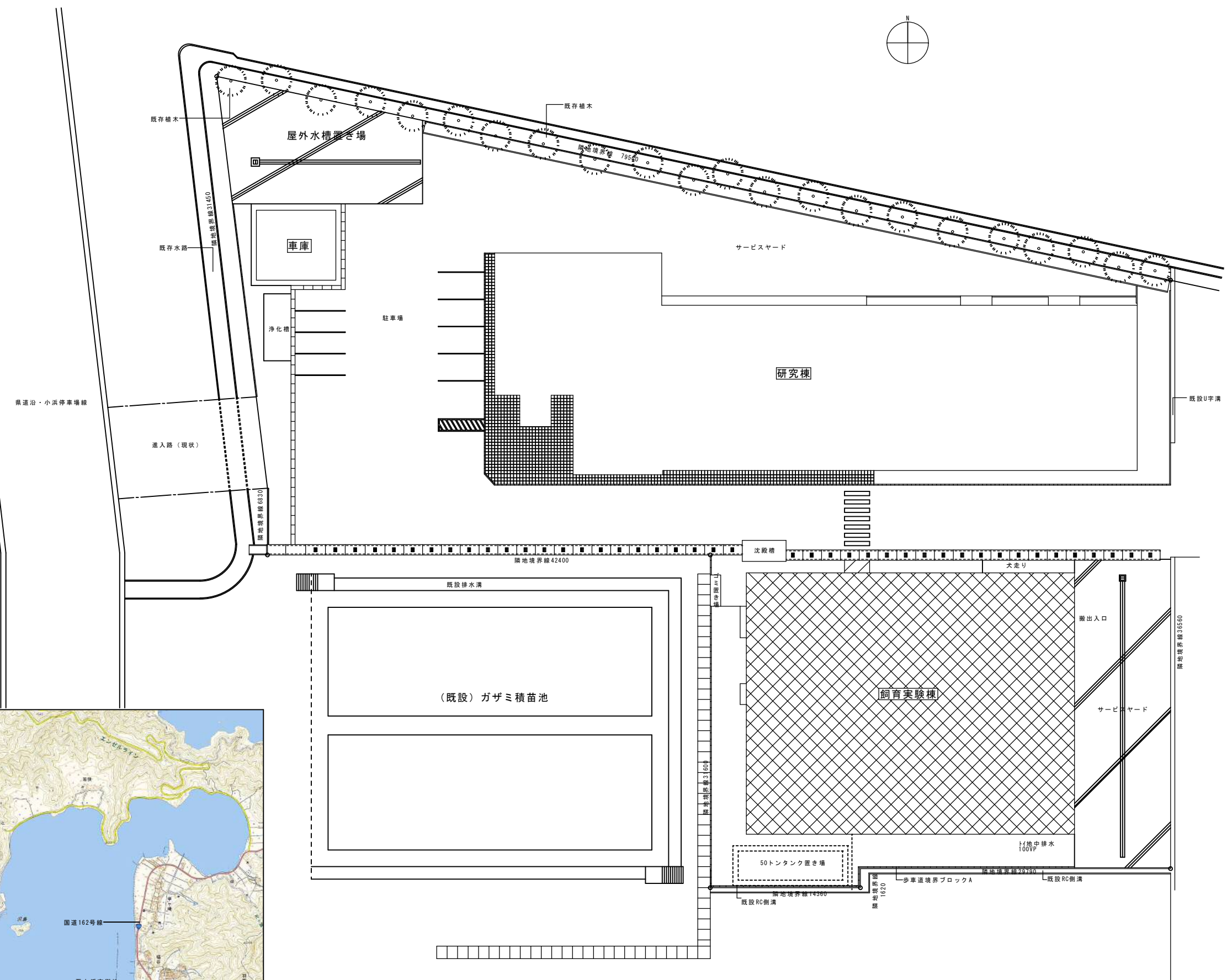
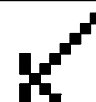


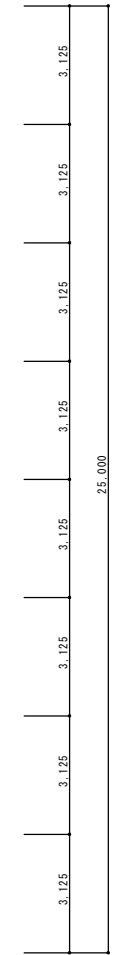
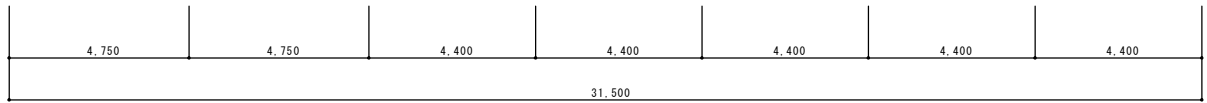
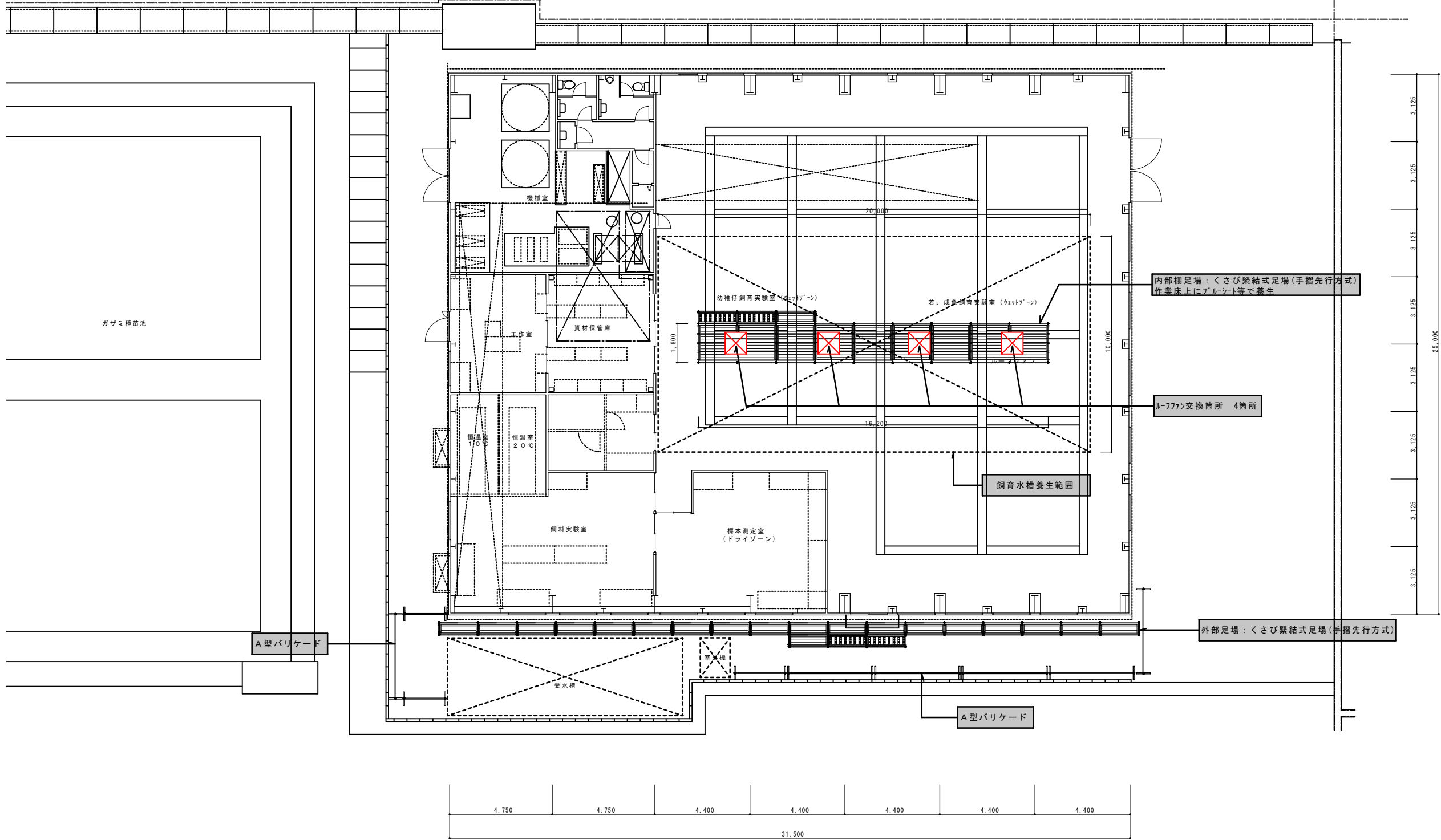
福井県立大学海洋生物資源臨海研究センター飼育実験棟屋根修繕工事

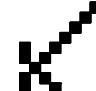
A] 建築工事		M] 機械工事	
01. 表紙・図面リスト	-	01. 機械工事特記仕様書 1	-
02. 特記仕様書-1	-	02. 機械工事特記仕様書2	-
03. 特記仕様書-2	-	03. 換気設備位置図-1	1/100
04. 配置図兼付近見取り図	1/200	04. 換気設備位置図-2	1/100
05. 仮設足場図	1/100	05. 換気設備機器表	1/6
06. 屋根伏せ図	1/100		
07. 立面図	1/100		

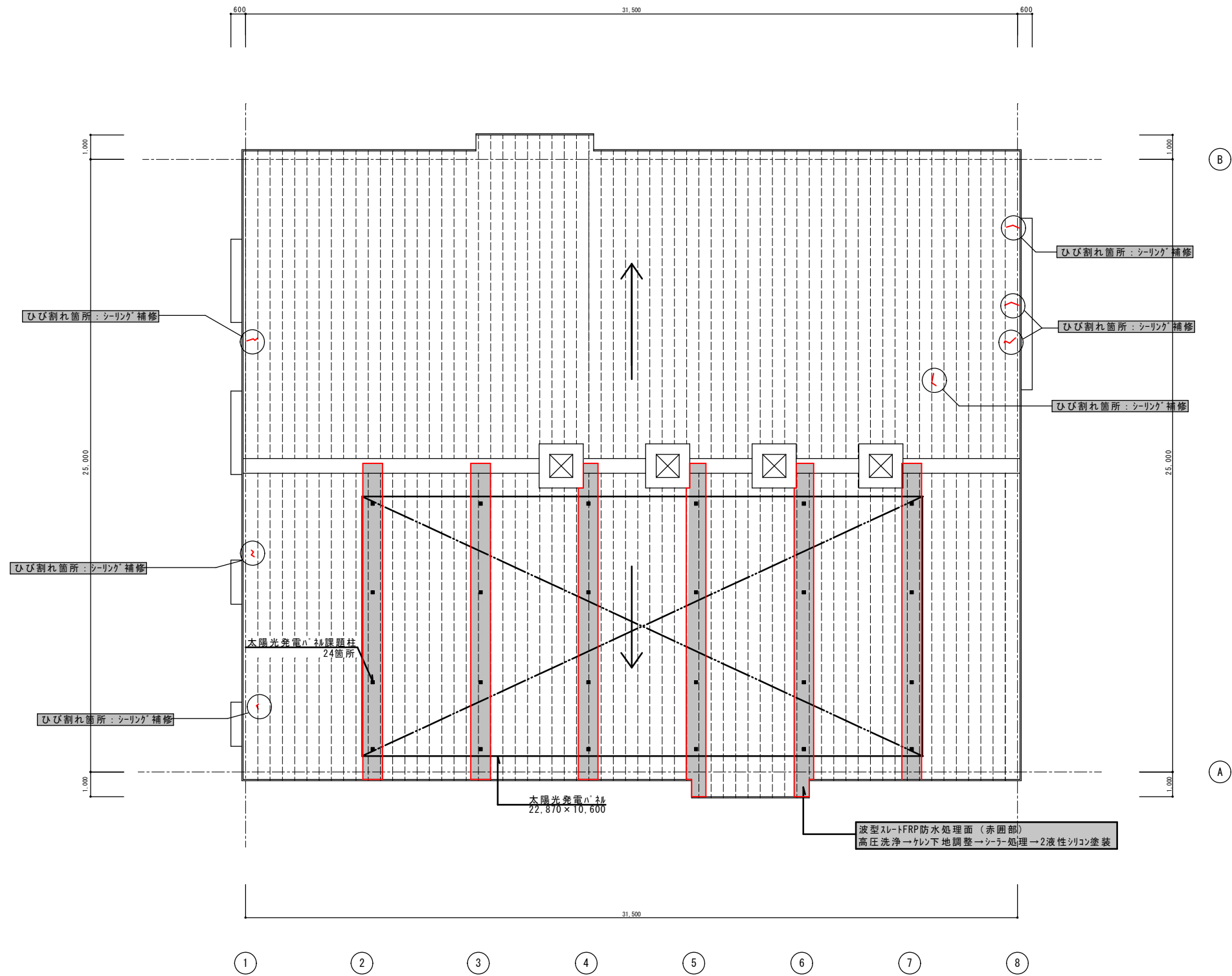


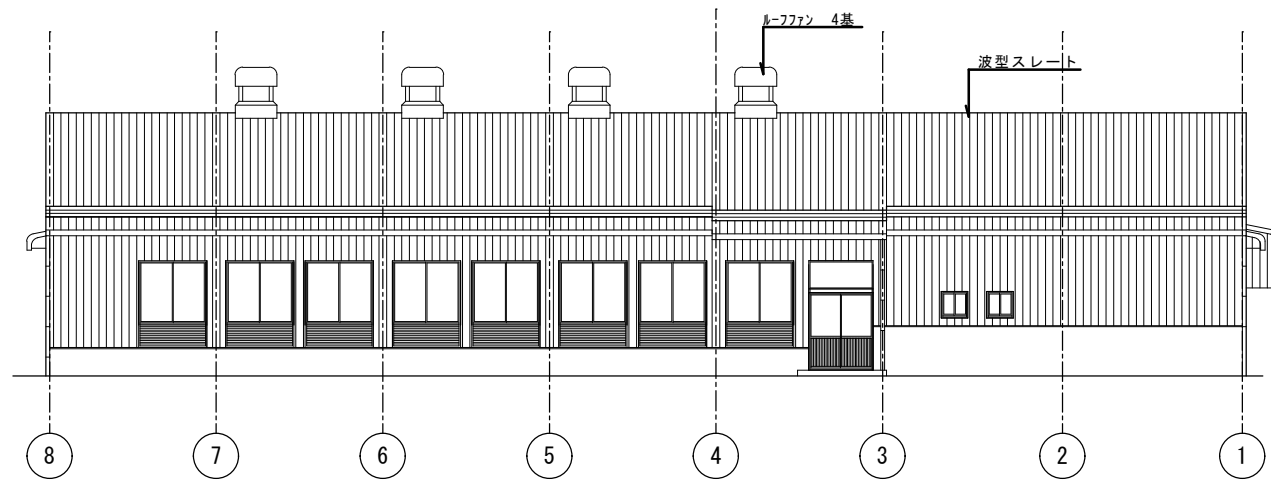
付近見取り図

 京福コンサルタント株式会社 福井県小浜市多田11号2番地1 TEL: (0770) 56-2345 一級建築士事務所 福井県知事登録 第1-871号 一級建築士 国土交通大臣登録 第338447号 神崎洋孝	平成 30 年 07 月	工事名称	福井県立大学海洋生物資源臨海研究センター 研究棟防水改修工事	縮尺	図面番号
		図面名称	配置図兼付近見取り図	1/200	04/07 A

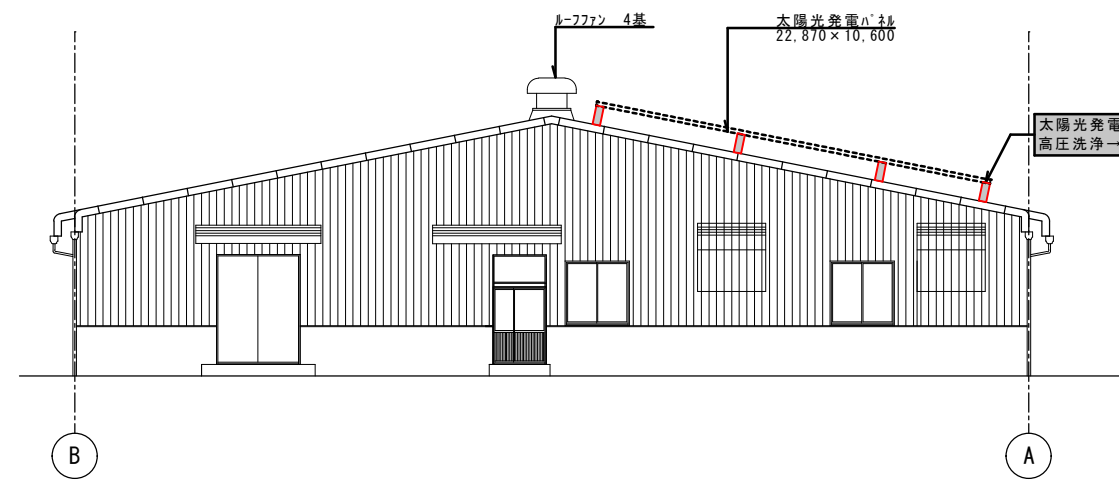


 京福コンサルタント株式会社 福井県小浜市多田11号2番地1 TEL: (0770) 56-2345 一級建築士事務所 福井県知事登録 第い-871号 一級建築士 国土交通大臣登録 第338447号 神崎洋孝	平成 30 年 07 月	工事名称	福井県立大学海洋生物資源臨海研究センター 飼育実験棟屋根修繕工事	縮尺	図面番号
		図面名称	仮設計画図	1/100	05/07 A

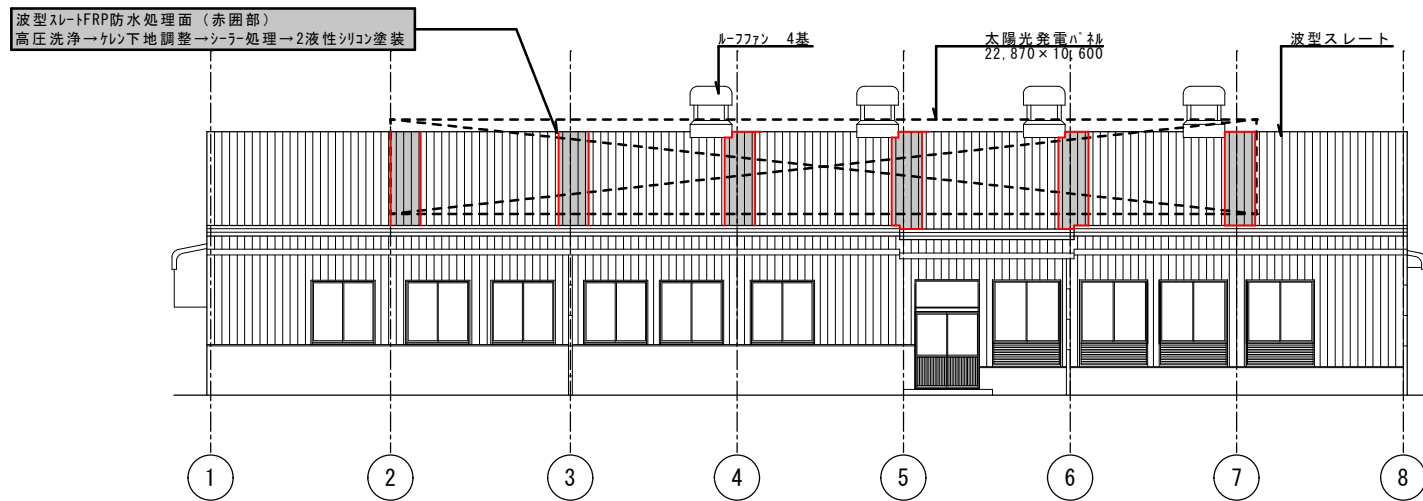




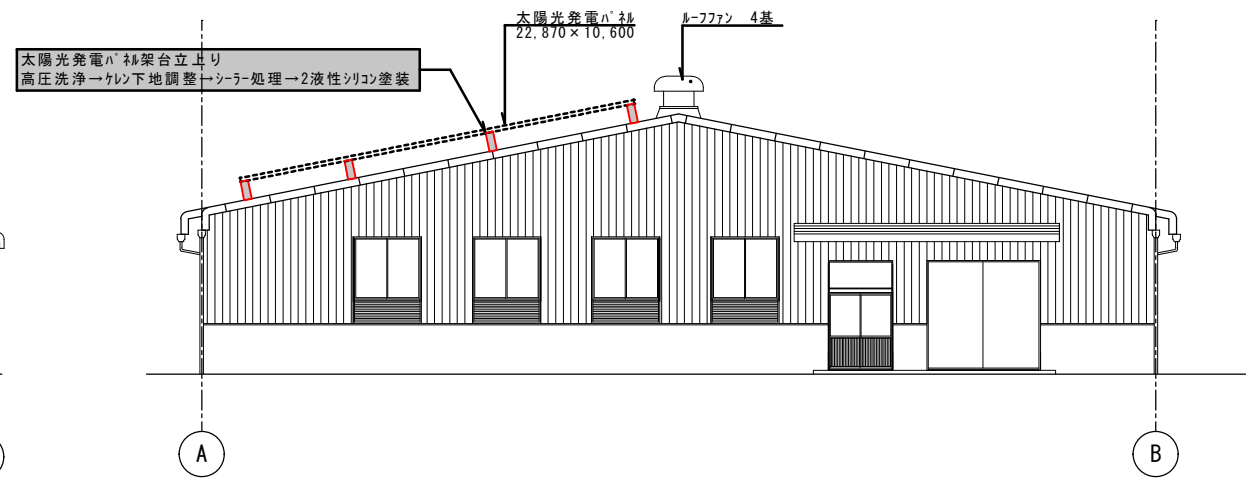
北立面図 S=1:100



西立面図 S=1:100



南立面図 S=1:100



東立面図 S=1:100

機械設備工事特記仕様書

(H30.3改訂)

I. 工事概要

1. 工事場所	福井県小浜市堅海49-8-2					
2. 建物概要						
棟名称	構造	階数	延べ面積(m ²)	消防法施行令別表第一	建築基準法別表第一の用途	備考
A: 飼育実験棟	S造	1F	787.5			
B:						
C:						
D:						

3. 工事種目 (●印を付けたものを適用し、各一式とする)

棟別および屋外	適用区分				
	A	B	C	D	屋外
空調調設備	●	○	○	○	○
換気設備	○	○	○	○	○
排煙設備	○	○	○	○	○
自動制御設備	○	○	○	○	○
衛生器具設備	○	○	○	○	○
給水設備	○	○	○	○	○
排水設備	○	○	○	○	○
給湯設備	○	○	○	○	○
消火設備	○	○	○	○	○
ガス設備	○	○	○	○	○
浄化槽設備	○	○	○	○	○
厨房機器設備	○	○	○	○	○
撤去工事	○	○	○	○	○

4. 別契約の関連工事

○建築関係工事 (天井改修工事・天井点検口取付工事)

○電気関係工事 (1次側電気(給電)工事)

○空調関係工事 () ○給排水関係工事 () ○その他工事 ()

5. 工期

別示す公告等による。

(但し、下記に指定する部分の工事については平成 年 月 日完成)

指定部分

II. 工事仕様

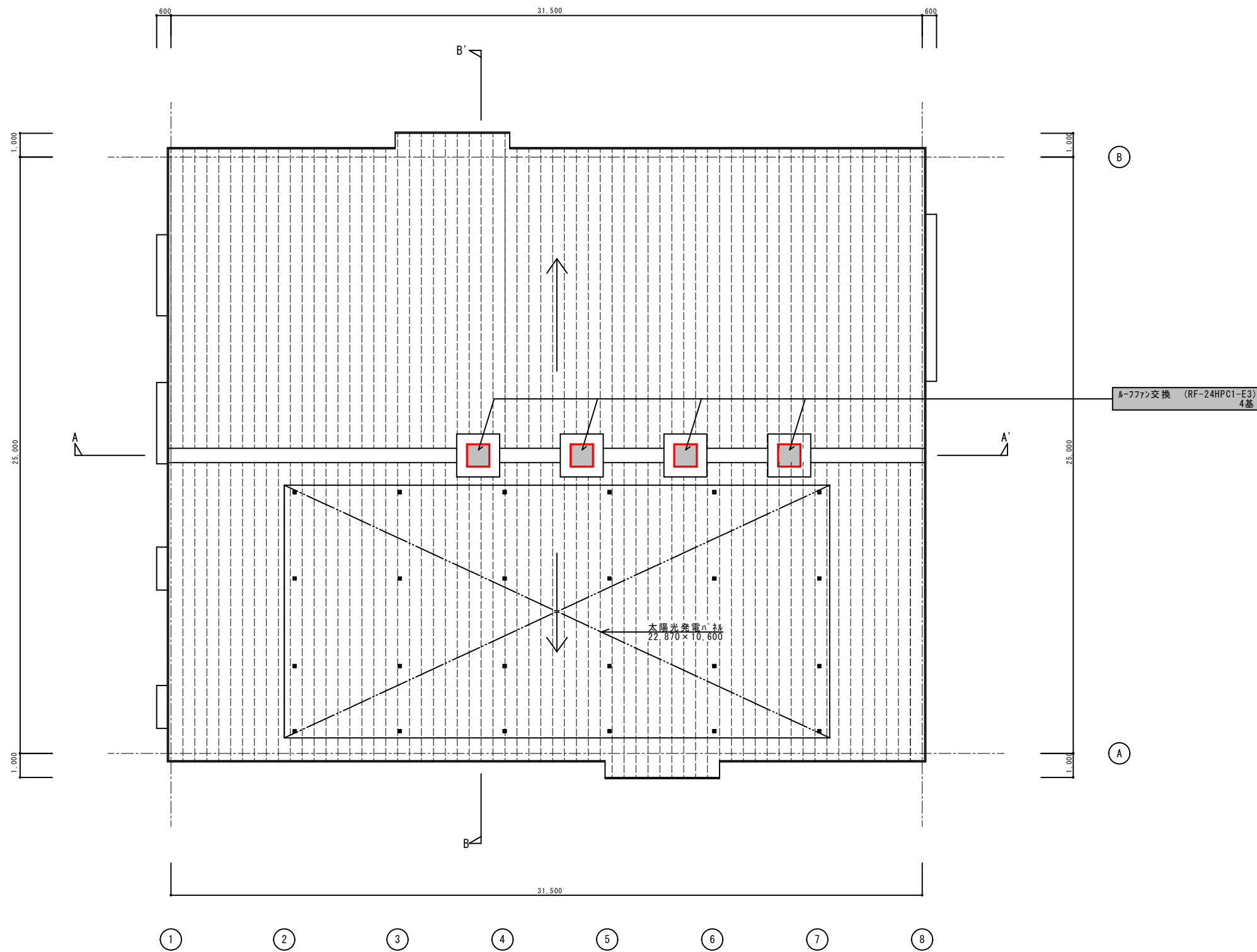
1. 共通仕様
- 現場説明書、特記仕様書、設計図面に記載がない事項は、国土交通大臣官庁官庁管轄部修の「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成28年版)」(以下、「標準仕様書」という。)、 「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成28年版)」(以下、「改修標準仕様書」という。)および「公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)(平成28年版)」(以下、「標準図」という。)による。
 - 工事種目に電気設備工事および建築工事を含む場合、その仕様は当該図面による。
2. 特記仕様
- 項目および特記事項は、●印のついたものを本工事に適用する。ただし、●印のない場合は※印を適用する。


章	項目	特記事項
一般事項	●施工条件	現場説明書による。
	●事務処理	福井県繕工事監督事務処理要領(福井県土木部建築住宅課管轄)に準じる。
	●近接工事の調整等	密接に関係のある同一工事区内の追加工事(同一工種とは限らない)を現工事と同一施工業者が落札した場合は、両工事を含めたもので落札後調整を行う。
	●施工計画書	標準仕様書第1編第2部1.2.2により施工計画書を作成し、監督職員に提出する。
	●施工体制の確保	建設業法によるほか、下記より工事現場における適正な施工体制の確保を図る。 (1) 提出書類 ① 施工体制台帳および施工体系図の写し ② 工事担当技術者台帳の写し 監理技術者および主任技術者(下請負を含む)の顔写真、氏名、生年月日、所属会社名を記載し、施工体制台帳または施工計画書に添付する。 ③ 工事元請・下請関係者届出書 該当なき場合はその旨を記入し提出する。 (2) 工事実績情報の登録(工事請負代金が500万円以上の工事) 工事実績情報サービス(CORINS)に基づき、工事の受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けたうえで、期限内に登録機関に登録申請をしなければならない。 変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。ただし、工事請負代金2,500万円を超えて変更する場合には変更時登録を行うものとする。 また、登録完了後は「登録内容確認書」を直ちに監督職員に提出しなければならない。 (3) 名札の着用 監理技術者および主任技術者は、工事現場内において名札を着用する。
	●官公署その他への手続	工事に必要な官公署等への手続は標準仕様書第1編1.1.3又は改修標準仕様書第1編1.1.3による。官公署等への諸手続および費用は受注者の負担とする。
	●主任技術者等の資格	※別示す公告等による ○管工事施工管理技士(○1級 ○2級) ○技術士()
	○技能士(1級)の適用	下記の職種について、●印の付いたものは適用とし、それ以外については適用するよう努める。 ○配管(配管工事) ○建築板金(ダクト製作および取付け) ○熱絶縁施工(保温工事) ○冷凍空調調和機器施工(冷凍空調調和機器の据付および整備)
	●下請負人の選定	下請負人を選定する場合には、福井県内に主たる営業所を有する者の中から選定するよう努力すること。

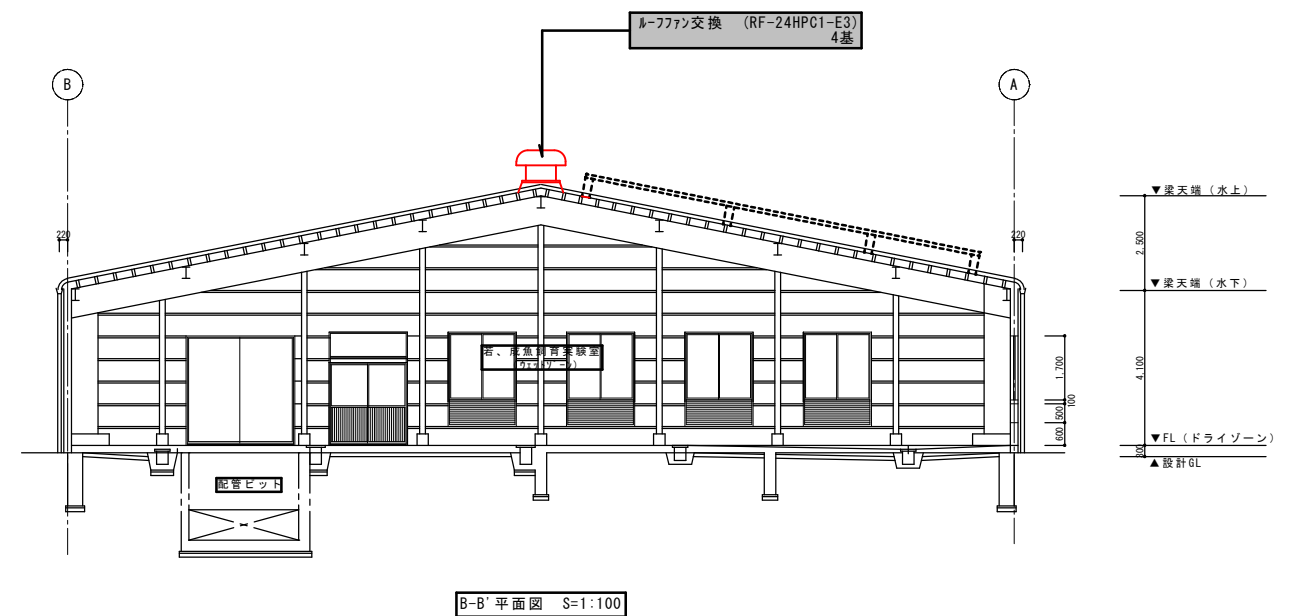
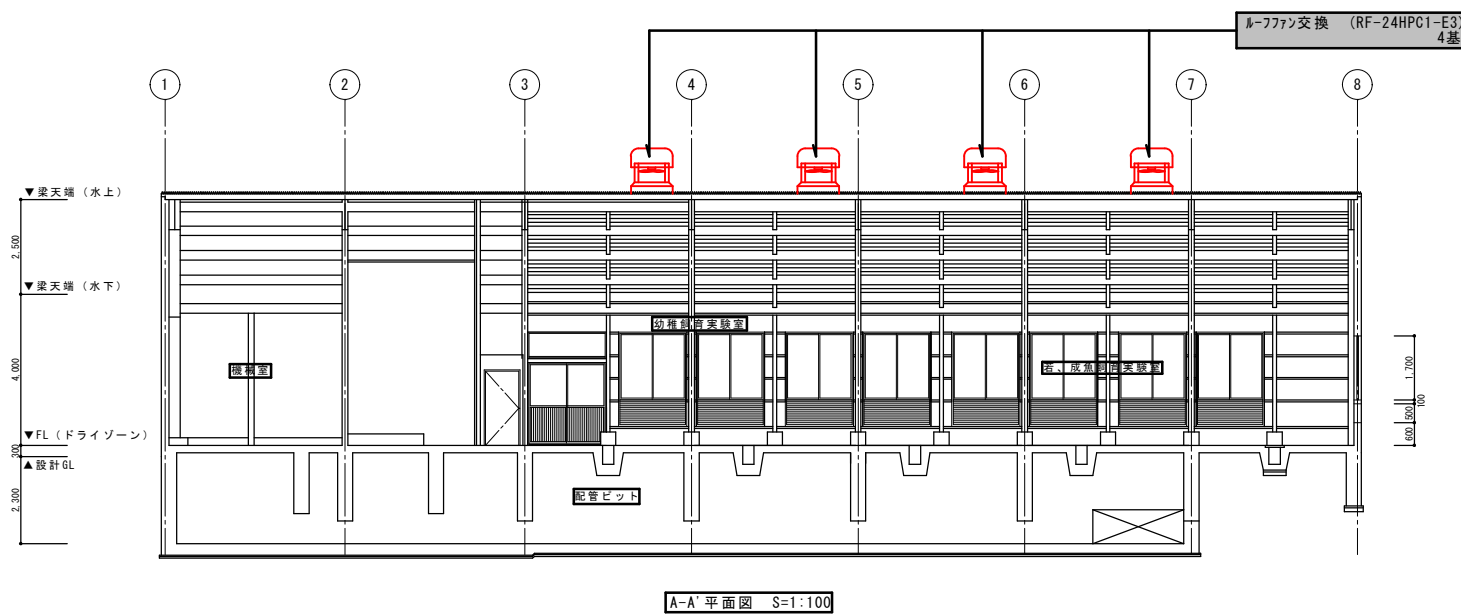
●工事用資材の選定	工事材料や物品等の調達においては、福井県内に主たる営業所を有する者の中からの調達および県産品の活用にあつめる。
●工事検査・技術検査	監督職員の指示による。
●公共事業労務費調査	公共事業労務費調査の対象工事となった場合(工期経過後も同様)には、調査票の記入等について必要な協力を行う。
○工事成績評定の対象(工事成績評定要領第3条)	※請負金額250万円以上の場合、評定する。 ○250万円未満の場合、評定しない。 ○評定しない(○応急工事 ○取壊解体工事 ○土砂運搬工事 ○規格外据付工事 ○規格外交換工事 ○部品交換工事(オーパホール含む) ○その他)
●設備機材等	本工事に使用する設備機材等は、設計図面に規定するもの、または、これらと同等のものとする。ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。 また、設備機材等の製造者等は、次の(1)~(6)の事項を満たすものとし、証明となる資料または外部機関が発行する資料等の写しを監督職員に提出して承諾を受けるものとする。 (1) 品質および性能に関する試験データが整備されていること。 (2) 生産施設および品質の管理が適切に行われていること。 (3) 安定的な供給が可能であること。 (4) 法令等で定める許可、認可、認定または免許等を取得していること。 (5) 製造または施工の実績があり、その信頼性があること。 (6) 販売、保守等の営業体制が整えられていること。
●機材等の検査・試験	標準仕様書または改修標準仕様書による。
●化学物質を放散させる建築材料等の使用制限	本工事に使用する材料等は、設計図面に規定する所要の品質および性能を有すると共に、次の(1)から(4)を満たすものとする。 (1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗装、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びステレンを放散しない又は放散が極めて少ない材料で設計図面に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 (2) 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 (3) 接着剤は可塑剤(フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く)が添加されていない材料を使用する。 (4) (1)の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びステレンを放散しないか、放散が極めて少ない材料を使用したものとする。 なお、ホルムアルデヒドを放散させないものとは放散量が規制対象外のものを、ホルムアルデヒドの放散が極めて少ないものとは放散量が第三種のものを用い、原則として規制対象外のものを使用するものとする。ただし、該当する材料等がない場合は、第三種のものを使用するものとする。 また、「ホルムアルデヒドの放散量」は次のとおりとする。
ホルムアルデヒドの放散量	該当する建築材料
規制対象外	① JISおよびJASのF☆☆☆☆規格品 ② 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ③ 建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品
第三種	① JISおよびJASのF☆☆規格品 ② 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ③ 建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品
○室内空気中の化学物質の濃度測定および確認	※24時間測定 ○()時間測定 延べ()箇所 (1) 測定対象室および各室測定箇所数 ※図示 ○()箇所 (2) 測定対象物質 ※室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、ステレン、エチルベンゼン(学校の場合はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、ステレン、エチルベンゼン) 測定はパッシブ型採取機器により行う。 測定条件等は、監督職員の指示による。 測定対象物質の濃度を測定し、報告する。
○電気工物の種類	※事業用電気工物 ○一般用電気工物
○電気保安技術者	標準仕様書または改修標準仕様書に規定する電気保安技術者をおくものとする。
●品質管理	標準仕様書第1編1.3.4または改修標準仕様書第1編1.3.4による。
●施工中の安全確保および環境保全	施工中の安全確保および環境保全是標準仕様書第1編1.3.5および1.3.8または改修標準仕様書第1編1.3.5および1.3.9による。
●火気の取り扱い	改修標準仕様書第1編1.3.6による。
●施工調査	施工計画調査は、改修標準仕様書第1編1.5.1による。 事前調査の内容は次による。 調査項目 ・改修対象建物および同建物内設備配管・ダクト等・屋外埋設配管等埋設物調査範囲 ・本工事と取り合いのある範囲および本工事の施工により影響がおよぶ範囲 調査方法 ・スケール・レベル・目視による他、監督職員との協議による はつりおよび穴開け、あと施工アンカー等の施工にあたり、埋設物の事前調査を行う。 施工場所を鉄筋探査機により探査し、鉄筋・配管類の位置に差し出しを行う。 ○放射線透過検査については、監督職員の指示による。
●工法等の提案	工法等の提案は、標準仕様書第1編1.5.7または改修標準仕様書第1編1.6.8による。
●工事用電力	(1) 本工事に必要な工事用電力、水等の費用 ※含む ○含まない (2) 本電源受電後、引き渡しまでの電気料金 ※含む ○含まない (水道料金およびガス料金も同様とする。ただし、増設工事には増加分)
●現場表示板	地域住民への工事に関する情報提供のため、現場表示板を設ける。表示板には、工事名称、発注者名、受注者名、連絡先等を簡明に示す。
○工事用設備物	構内につくることが ※できる ○できない
●足場・さん橋類	別契約の関係受注者が設置したものは、無償で使用できる。 ※ 本工事で設ける場合は改修標準仕様書第1編2.2.1によるほか、足場の設置においては、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における(2)手すり設置方式または(3)手すり専用足場方式により行うこと。 内部足場 ○E種(単管足場) ○F種(枠組足場) 外部足場 ○A種(枠組足場) ○B種(単管足場) ○E種(高所作業車) (単管足場、枠組足場の設置場所は図示または監督職員の指示による)
○仮設間仕切り	屋内に仮設間仕切りを設ける場合は、改修標準仕様書第1編2.2.3による。
●既存部分等への処理	標準仕様書第1編1.3.10または改修標準仕様書第1編3.3による。 既存部分の養生 ※行う ○行わない 養生の方法 ※改修標準仕様書による () 固定された備品、机・ロッカー等移動・復旧 行う 数量等 () ※行わない
●後片付け	標準仕様書第1編1.3.11または改修標準仕様書第1編1.3.11による。

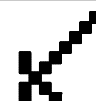
●撤去	撤去を行う場合は、改修標準仕様書第1編第4章によるほか、次による。 工作物撤去後の補修は(※モルタル補修 ○)とする。
●再使用機材	取外し後再使用する機材は、改修標準仕様書第1編1.4.3による。なお、ファンコイルユニット等の見えがけ部分は、洗剤を使用するなど十分に清掃を行う。
○養生材の処理等	(1) 標準仕様書第1編1.3.9または改修標準仕様書第1編第5章による。 引き渡しを要するもの ※なし ○あり (機器類・金属類等) 家リサイクル法による処分を要するもの ○なし ○あり (図示) フロン系冷媒使用機器の撤去 ○なし ○あり (2) 冷媒の回収方法を含め、上記機器の撤去は改修標準仕様書第3編第2章第4節による。なお冷媒は関係法令に従い適切に破壊処分を行う。(家リサイクル法対象機器を除く) (運搬及び処分費は ※本工事 ○別途 とする) (3) 次のアスベスト含有資機材は関係法令に従い適切に処理する。 ○ダクトパッキン ○配管エルボ部保温材 ○煙道の断熱材 ○次の分析調査によりアスベスト含有資機材と判定されたもの (4) 次のアスベスト含有調査により、資機材のアスベスト含有の有無を確認する(ただし、調査費用は ※本工事 ○別途 とする) ※JIS A1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」による。 ○「建材中の石綿含有率の分析方法」(平成18年8月21日基発第0821002号および基化発第0821001号)による。(石綿含有率5質量%超の場合のみ) (5) 上記(4)に示す部位のうちダクトパッキン及び配管エルボ部保温材のアスベスト含有量は ※含有をみなし、含有調査は不要とする。 ○含有をみなしとせず、含有調査は要とする。 (6) 分析結果については、監督職員に報告すること。 分析調査対象資機材
○建設発生土の処分	(7) 上記以外のものについては関係法令に従い適切に処理する。 ※構外搬出適切処理(※運搬・処分費を含む) ○処分地 ○構内指示の場所に敷きならし ○構内指示の場所にたい積 ○現場説明書による
●環境への配慮	(1) 「排出ガス対策型建設機械指定要領」および「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」(国土交通省)による排出ガス対策型および低騒音型建設機械を使用する。 (2) 発生材の処理等 ○再資源化を図るもの ○アスファルト・コンクリート塊 ○コンクリート塊 ○建設発生木材 ○建設汚泥 (3) 再生資源の利用 ※再生クラッシュラン ※再生アスファルト合材 ○ (4) 提出書類 以下の書類について、CREDASシステム(国土交通省)に入力し、提出用ファイル(電子データ)を監督職員に提出する。 ○再生資源利用(計画・実施)書 土砂を50m以上、特定建設資材、砕石、その他再生資材を使用について記載。 ○再生資源利用促進(計画・実施)書 建設発生土を50m以上、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物、金属くず、廃プラスチック、紙くずまたはアスベスト等の建設副産物を搬出する場合に記載。 ○グリーン購入調達記録表の提出 資材、工法、建設機械において、工事の特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「福井県庁グリーン購入推進方針(平成13年4月27日策定)」に基づき環境資材等の使用を積極的に推進するものとし、その調達実績を記録した「必共工事に係るグリーン購入調達記録表」を監督職員に提出する。
○情報共有システム	※利用しない(ただし、受注者より利用したい旨の申し入れがあった場合は、発注者はこれを承諾する。) ○利用する (情報共有システム運用ガイドライン(案)福井県版を基に、福井県仕様システムに登録し利用すること。)
○電子納品	・本工事は電子納品対象工事とする。 (1) 電子納品は、「電子納品の手引き(案)福井県版」(以下「要領等」という。)に基づいて行う。 (2) 成果品は「要領等」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体(CD-R)で2部、各土木事務所等の出先機関にあつては3部提出する。 (3) 工事成果品の提出の際には電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルスチェックを実施したうえで提出する。 ※本工事は電子納品対象工事としない。 ただし、「完成図」「完成写真」「工事写真」については電子データを提出すること。 その他の資料およびファイル形式等については監督職員と協議する。
○電子納品の対象	工事関係資料のうち電子納品の対象とする納品資料を下表に示す。 詳細については、「電子納品の手引き(案)福井県版」による。
PLAN	施工計画書 PDF形式
SCHEDULE	工程表 PDF形式
MEET	打合せ簿 PDF形式
MATERIAL	機材関係資料 PDF形式
PROCESS	施工関係資料 PDF形式
INSPECT	検査関係資料 PDF形式
SALVAGE	養生関係資料 PDF形式
DRAWING	完成図 ※SXF(sf)形式およびJW-CAD形式
MAINT	保全に関する資料 PDF形式
OTHERS	契約関係資料 PDF形式 施工図 ※SXF(sf)形式 完成写真 JPEG形式 工事実績情報 PDF形式 工事の一時的中止 PDF形式 工期の変更 PDF形式 文化財その他埋蔵物 PDF形式 その他の資料 PDF形式 工事写真 JPEG形式(100万画素程度)

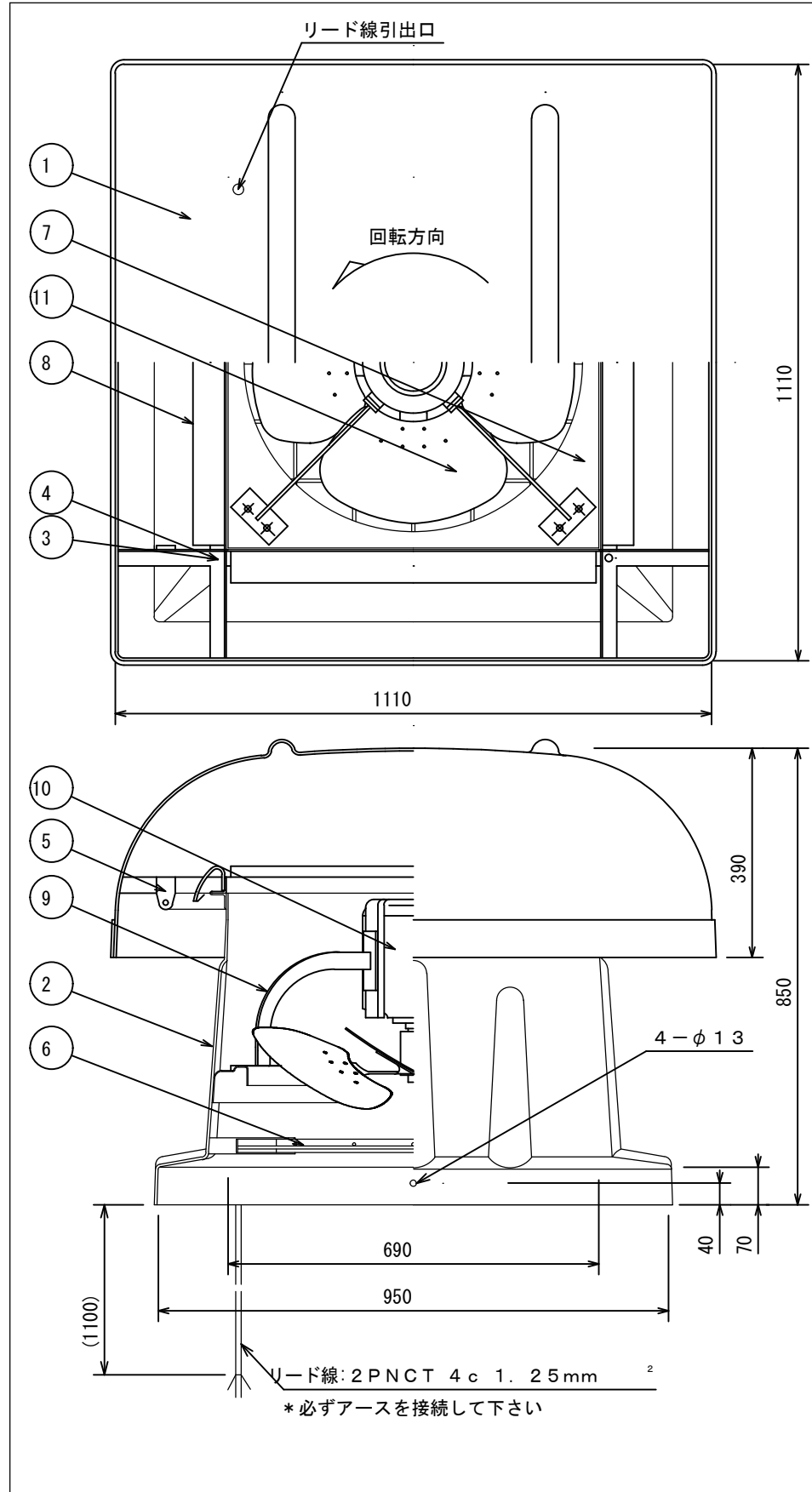
●完成時の提出図書等	(1) 標準仕様書および改修標準仕様書による完成図等を作成し、監督職員に提出する。 電子納品によるほか、提出部数および作成様式等は下記のとおりとする。
●設計図	当該建物において取得する、施工図等の著作権に係る当該建物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。 受注者は工事完成引継日より1年を経過するまでに、「県有施設一年点検実施要領」(福井県土木部建築住宅課管轄)に基づき一年点検を実施し、報告書を提出する。施工上の瑕疵による不良個所などは、○有調査は要とする。
●設計図	設計図(A1)の白焼きを(1)部製本し提出する。 ●縮小図(A3)の白焼きを(3)部製本し提出する。
●著作権等	当該建物において取得する、施工図等の著作権に係る当該建物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。
○一年点検	受注者は工事完成引継日より1年を経過するまでに、「県有施設一年点検実施要領」(福井県土木部建築住宅課管轄)に基づき一年点検を実施し、報告書を提出する。施工上の瑕疵による不良個所などは、○有調査は要とする。
●耐震措置	設備機器の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」(独立行政法人 建築研究所 監修)により、基礎、架台、アンカーボルトについて耐震強度計算書を監督職員に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、基礎施工要領は標準図(施工25~29)【機械設備工事編】による。 (1) 設計用水平震度
●耐震措置	設備機器の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」(独立行政法人 建築研究所 監修)により、基礎、架台、アンカーボルトについて耐震強度計算書を監督職員に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、基礎施工要領は標準図(施工25~29)【機械設備工事編】による。 (1) 設計用水平震度
●機器の据え付け及び取付	機器の据え付け及び取付は標準仕様書第3編第2章第1節または改修標準仕様書第3編第2章第1節による。
○配管・ダクトの吊りおよび支持	(1) 配管の吊りおよび支持などは、標準仕様書第2編第2章第6節または改修標準仕様書第2編第2章第4節の当該事項によるほか、配管の吊り部およびバルブ取付箇所には、50cm以内に支持金物をつける。 (2) ダクト類の吊りおよび支持などは、標準仕様書第3編第2章第2節または改修標準仕様書第3編第2章第2節による。
○不同次下対策	建物導入部の変位吸収方法は、標準図(施工4.5 建築物導入部の変位吸収取付要領)による。 ○フレキシブルジョイント ○ボールジョイント ※スリークッション
○インサートおよびアンカー	新規に作成する基礎・構造体に設備を設置する場合には、あと施工アンカーは使用してはならない。やむを得ず使用する場合は、改修標準仕様書第2編第5章の当該事項による。 めねじ形アンカーは使用してはならない。 配管、機器等の天井吊下げ用アンカーには接着系アンカーを使用してはならない。 性能確認試験は監督職員の指示による。 試験方法 ※(社)日本建築業と施工アンカー協会との施工アンカー基準試験法による。 施工後確認試験 ※国土交通大臣官庁官庁管轄部の公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(平成25年版)8章11節による。
○アンカーボルトのナット用合成樹脂製キャップ	屋外設置機器のアンカーボルトのナット部分には、合成樹脂製キャップをかぶせる。
○配管材料等	配管材料は標準仕様書第2編2.1.1および改修標準仕様書第2編2.1.1によるほか、表-1「配管材料区分」による。
○一般用弁	水道直轄部および図面特記の耐圧は、JISまたはJV10K、その他はJISまたはJV5Kとする。配管類との接続により、電気腐食を起こす恐れのない材質のものを使用する。
○伸縮管継手	鋼管用伸縮管継手は下記による。 ※ベローズ形 ○スリーブ形
○既設配管の再生を行う場合の留意事項	既設配管の再生を行う場合は、改修標準仕様書第2編2.2.13による。
○管の接合	標準仕様書第2編2.5および改修標準仕様書第2編2.3の当該事項による。
○溶接部の検査	配管の溶接接合は標準仕様書第2編2.5.16または改修標準仕様書第2編2.3.16による。また配管以外も含めて、溶接部の非破壊検査は下記による。 ※適用しない。 ○適用する(○放射線透過検査 ○浸透探傷検査または磁粉探傷検査)
○既設配管接続部の試験	既設配管を含む部分の試験 ※要(監督職員の指示による)
○スリーブ	柱および梁以外の箇所、開口補強が不要、かつ、スリーブ径が200φ以下の部分に使用する場合は、紙製板を使用してもよい。その場合は、変形防止の措置を講じ、かつ配管施工前に板を必ず取り除く。
○はつりおよび穴開け	はつりおよび穴開けを行う場合は、改修標準仕様書第2編第4章の当該事項によるものとし、既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開けは、原則としてダイヤモンドカッターを使用し、モルタルまたはロックワールを充て込んで補修する。



 京福コンサルタント株式会社 福井県小浜市多田11号2番地1 TEL: (0770) 56-2345 一級建築士事務所 福井県知事登録い-871号 一級建築士 国土交通大臣登録 第338447号 神崎洋孝	平成 30 年 07 月	工事名称 福井県立大学海洋生物資源臨海研究センター 飼育実験棟屋根修繕工事	縮尺 1/100	図面番号 03/05
		図面名称 換気設備位置図-1		M



 京福コンサルタント株式会社 福井県小浜市多田11号2番地1 TEL: (0770) 56-2345 一級建築士事務所 福井県知事登録 第い-871号 一級建築士 建設大臣登録 第338447号 神崎洋孝	平成 30 年 07 月	工事名称 福井県立大学海洋生物資源臨海研究センター 飼育実験棟屋根修繕工事	縮尺 1/100	図面番号 04/05
		図面名称 換気設備位置図-2		M

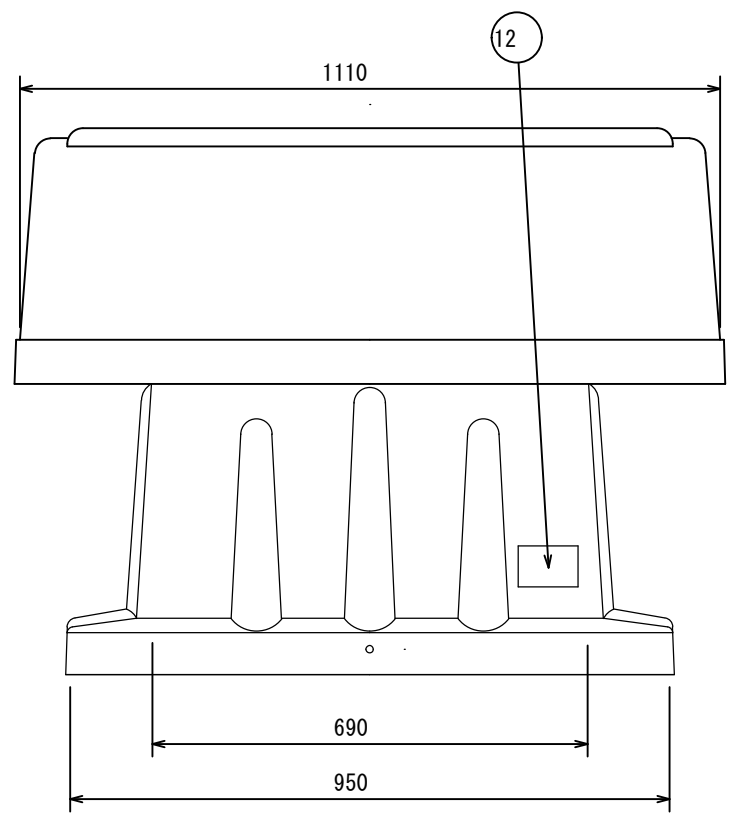


仕様

ファン径	600 mm			
名称	全閉カゴ型誘導電動機(トッランナーモータ)			
出力	0.75 kW	極数	6 P	
相数	3 φ	時間定格	連続	
電圧	200/200 220 V	周波数	50/60 Hz	
電流	4.2/4.2 4.2 A	回転数	960/1155 1165 min ⁻¹	
耐熱クラス	F	保護形式	IP44	
注記: 上記定格値はモーターメーカーにより相違があります				
重量	(70) kg			
表面色	マンセル N-7 (グレー)			

特性 各静圧に於ける風量 (m³/min)

周波数	0Pa	50Pa	100Pa	150Pa
50Hz	163	137	106	79
60Hz	187	160	135	110



12	ネームプレート	
11	ファン	アルミニウム A5052P
10	モータ	仕様参照
9	モータステー	SS400 FB-25x6
8	フラップ	F. R. P
7	オリフィス	F. R. P
6	ガードネット	SS400 FB-25x3 B-φ6
5	ヒンジ	SS400 6t
4	ボディ用アングルフランジ	SS400 L-30x30x3
3	フード用アングルフランジ	SS400 L-30x30x3
2	ボディ	F. R. P
1	フード	F. R. P
NO.	品名	材料

名 RF-24HP-E3
 称 軽量形(F,R,P製)排気ルーファン
 図
 番 PC3A04477